

第1章 計画策定の背景

1

世界の動き

20世紀における2度の世界大戦は、関係国の国民を巻き込む国家総力戦の様相を呈し、特に第二次世界大戦では国家規模での特定の民族・人種の大量虐殺や迫害などの人権侵害、人権抑圧が行われました。こうした経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が国際平和の基礎であるという考えに基づき、大戦後間もない1948（昭和23）年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。（以下略）」の条文で始まる「世界人権宣言」が、国連総会において採択されました。

その後、「国際人権規約」*¹、「女性差別撤廃条約」*²、「子どもの権利条約」*³、「人種差別撤廃条約」*⁴、「拷問等禁止条約」*⁵、「障害者権利条約」など多くの人権条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年などの国際的な取り組みが行われています。

また1994（平成6）年の国連総会において決議された1995（平成7）年から2004（平成16）年までの「人権教育のための国連10年」の終了後におけるさらなる取り組みとして、2004（平成16）年に国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が決議されました。また、2011（平成23）年には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

2015（平成27）年の国連総会で採択された「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、地球環境を守りながら、人類を貧困や欠乏から解放し、より大きな自由と平等、平和を追求するため、SDGs（持続可能な開発目標）として17の目標を掲げました。今後、これらの目標達成に向け、自治体も含め国や国際的な組織が連携して取り組んでいく必要があります。

*1 国際人権規約：「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（1966年採択、日本は1979年批准）「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（1966年採択、日本は1979年批准）

*2 女性差別撤廃条約：「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（1979年採択、日本は1985年批准）

*3 子どもの権利条約：「児童の権利に関する条約」（1989年採択、日本は1994年批准）

*4 人種差別撤廃条約：「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（1965年採択、日本は1995年加入）

*5 拷問等禁止条約：「拷問及び他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（1984年採択、日本は1999年加入）

2 国の動き

我が国は、戦後「日本国憲法」の精神に則り「国際人権規約」をはじめ重要な国際人権条約を批准するとともに、1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

2000（平成12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されました。

また、2016（平成28年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「部落差別の解消に関する法律（部落差別解消推進法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」のいわゆる人権三法、2019（平成31年）4月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されるなど、様々な人権問題に関する新たな法整備が進んでいます。

一方、2020（令和2）年には新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、感染者、その家族、医療従事者等への差別や誹謗中傷、新型コロナワクチン未接種者への差別が全国的な人権問題となっています。

3 滋賀県の動き

滋賀県においては、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をめざして、2001（平成13）年に制定された「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」が2003（平成15）年に策定されました。この基本方針に掲げる基本施策の1つである人権意識高揚のための教育・啓発の総合的、計画的な推進を図るため「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が2004（平成16）年に策定され、さらにこの基本計画が2010（平成22）年度末で期限を迎えるにあたり、これまでの教育・啓発に関する施策だけではなく、基本方針に掲げる人権施策全般を対象として、「滋賀県人権施策推進計画」が2011（平成23）年に策定され、2016（平成28）年にはその改訂版が策定されました。



4 近江八幡市の動き

2010（平成22）年3月、旧近江八幡市と旧安土町との合併により、新しい近江八幡市が誕生しました。

それまで各旧市町では、同和地区に対する住環境等ハード面での整備や教育の保障、就労支援などソフト面での支援をはじめ、様々な人権施策に取り組んでいましたが、合併後は、2011（平成23）年度に制定された新市の「近江八幡市人権擁護に関する条例」の持つ理念を計画の形に具体化し、本市における人権擁護に関わる施策の総合的な展開を方向付けるものとして、2012（平成24）年4月から5か年を計画期間とする「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定し、2017（平成29）年4月には新たな人権課題や社会情勢の変化等に対応するため計画を改訂しました。以降も計画に基づき「住みよいまちづくり推進講座」「人権尊重のまちづくり地区別懇談会」をはじめ、様々な人権問題について人権教育・啓発活動に取り組み、施策を展開してきました。